

西東京市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

第1 目的

この要領は、介護サービスや宿泊サービスの提供により、事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者（以下「事業者」という。）から保険者等に報告し、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

第2 報告の範囲

報告すべき事故の範囲は次のとおりとし、事業者の責任や過失の有無にかかわらず、利用者の自己責任及び第三者の過失による事故も報告するものとする。

(1) 原因等が次のいずれかに該当する場合

- ① 身体不自由または認知症等に起因するもの（離設を含む。）
- ② 施設の設備等に起因するもの（貸与・販売された福祉用具も含む。）
- ③ 感染症、食中毒及び疥癬

感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1～5類の感染症（ただし、5類の定数把握を除く。）及びこれらに相当する指定感染症とする。）及び疥癬については、発生したと認められる場合に報告する。5類の定数把握及び食中毒については、以下に該当する場合、報告する。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上（疑いを含む。）発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

- ④ 交通事故又は火災、地震等の自然災害

- ⑤ 職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる場合

(2) 次のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合

- ① 利用者が死亡、ケガ等、身体的又は精神的被害を受けた場合

死亡事故は、看取り期にある場合や、老衰・病気が主原因であることが明らかである場合を除いて、容態急変により搬送後に死亡した場合等含めすべて報告対象とする。

ケガ等とは、転倒・転落に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、異食及び薬の誤与薬等で医療機関において治療（施設内における医療処置を含む。）、又は入院したものを原則とする。ただし擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。

- ② 利用者が経済的損失や個人情報の紛失等を受けた場合

- ③ その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

- (3) サービス提供中に利用者が行方不明となり、警察に届け出た場合
- (4) 上記(1)、(2) 及び(3)以外で、特に報告を求められた場合

第3 報告の対象

報告する事故は、事故当事者である介護サービス等利用者が、西東京市（以下「市」という。）の被保険者である場合及び事業所又は施設所在地が市内の場合とする。

第4 報告の手順

(1) 第一報

- ① 事業者は、第一報を速やかに家族に連絡するとともに「事故報告書」を市に提出することにより報告する。また、居宅介護支援事業者に同様の報告を行うものとする。感染症等対象者が複数名の場合は、「事故報告書」と併せて「感染症等当事者一覧」により報告を行うものとする。
- ② 緊急を要するものについては、事故報告書を提出する前に、電話など迅速な手段により仮報告を行うものとする。

(2) 途中経過及び最終報告

事業者は第一報の後、適宜途中経過を報告するとともに、事故が終結した場合は、最終報告を「事故報告書」により行う。ただし、第一報の時点で事故処理が終結している場合は、第一報をもって最終報とすることができる。この場合、第一報の事故報告書に記載するものとする。

第5 市における対応

報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。

事故対応は、当該被保険者が西東京市民の場合を原則とするが、必要に応じて、他の市区町村や東京都及び東京都国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

附 則

この要領は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。